

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年12月3日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約件名 成城地区脱炭素地域づくりにおける広報計画策定業務委託

(2) 履行期間 契約の日から令和7年3月31日まで

(3) 目的

区では、令和4年度に策定した世田谷区地球温暖化対策地域推進計画において、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で57.1%削減するという目標を掲げて、様々な環境政策に取り組んでいる。目標実現に向けた2030年度までの取組みとの一つとして、成城地区において、地域の魅力発信・課題の解決と併せて脱炭素化に資する「脱炭素地域づくり」(<https://www.city.setagaya.lg.jp/02238/4751.html>)に取り組んでいる。

本事業は、地域住民等と一体となり地域づくりを進めていく必要があることから、脱炭素地域づくりの認知拡大や気運醸成、脱炭素につながるライフスタイルへの転換を促すための広報PRを担う「成城地区魅力発信プロジェクト」を令和7年度より実施する。

本委託は、一人ひとりの行動変容促進に向けて、地域住民の心に刺さる効果的・戦略的な広報を区が継続的に実施するために、区が行うターゲット設定やPR施策の検討を専門的知識により伴走支援し、広報計画(ロードマップ)を策定するものである。

(4) 業務内容

「成城地区魅力発信プロジェクト」PR施策の検討支援

成城地区(成城1~9丁目)で目指す脱炭素地域づくりを踏まえ、地域住民等への効果的な広報について、区担当課と協議しながら、ステークホルダーの整理、ターゲットペルソナの策定、PR施策や手法の検討等の伴走支援を行うこと。

- ・脱炭素地域づくりの認知拡大、気運醸成を図るための広報手法、区が実施する実証事業への参加や、脱炭素につながるライフスタイルへの転換を促すため、年代や家族構成、住宅(戸建住宅・集合住宅)等のターゲット、セグメントごとに効果的な広報手法を検討について伴走支援すること。
- ・PR施策や手法は、オフライン施策及びWEB施策の双方を対象とし、各種広報媒体やイベント開催、SNS等(X・Instagram・LINE等)の効果的な活用方法、効果測定の方法・指標(KPI)の設定等について伴走支援を行うこと。
- ・上記の検討支援において、本業務終了後も区担当課が自ら効果的なPR施策や手法を検討、選択できることを目指した支援内容すること。

「成城地区魅力発信プロジェクト」広報PR計画書（ロードマップ）の策定

で検討したターゲットや施策・手法等をもとに、令和7年度の広報計画及び令和8年度の広報方針をまとめた広報計画書を作成すること。主な項目は以下を想定する。

1. 広報PR活動の前提条件
2. 課題
3. 目的、コンセプト
4. ターゲットとターゲットメディア
5. 目標
6. 施策内容
7. スケジュール

2 参加資格条件

提案書提出者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税、市長村民税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 本プロポーザルの審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 審査委員会

本プロポーザルの審査に関する審議は、審査委員会設置要綱により審査委員会を設置し行う。委員会は、下表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

委員長	環境政策部長	中西 成之
委員	環境政策部 環境計画課長	上原 雅三
委員	環境政策部 環境保全課長	野元 憲治
委員	環境政策部 環境・エネルギー施策推進課長	山本 久美子
委員	砧総合支所 街づくり課長	市川 泰史

4 提案書の提出対象者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加表明書に基づく前記2の参加資格の確認のみを行う。参加資格の確認ができた提出者には、プロポーザル招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった提出者には、確認できなかった旨を通知する。

5 提案書の審査は、審査委員会が別に定めた審査要領に基づき審査（書類審査）を実施する。

< 審査項目及び審査の視点 >

審査項目	審査の視点
業務実施方針	本事業の目的を踏まえ、的確な着眼点から発想された内容であるか
実施体制	・動員計画に妥当性があり、業務分担が不明確・不自然でないか ・管理者及び担当者は、企業実績に係る実務実績があり、専門技術や知識を十分に発揮できると認められるか
特定テーマに対する提案	・業務内容の理解度が高い提案であるか ・業務目的、特性を適切に把握した提案であるか（着眼点、問題点、解決方法等） ・業務の進め方、手法に説得力、実現性があるか ・独自性があり、創意工夫がなされている提案であるか
企業実績	同種又は類似の業務実績があり、本業務内容と照らして適切な業務履行が期待できるか
資料作成能力	提案内容や企業実績等の資料がわかりやすく、表現力、説得力のある効果的な構成となっているか
工程計画	各工程で想定される業務量が適切に工程計画に反映されている
見積もり概算	提案内容との整合性（参考見積の内容が、提案内容に対して不適切と判断できる場合は特定しない）

6 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区環境政策部環境計画課

住所 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1(二子玉川分庁舎B棟3階)

電話 03(6432)7135 FAX 03(6432)7981

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和6年12月3日(火)~令和6年12月16日(月)

土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

交付場所 環境政策部環境計画課窓口及び世田谷区ホームページ掲載

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02238/21210.html>

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出先及び方法

提出期限 令和6年12月16日(月)午後5時まで

土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出場所 環境政策部環境計画課

提出方法 持参又は郵送(締切日必着。郵送は、締切日必着の書留郵便に限る)

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 令和7年1月22日(水)午後5時まで

土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで(厳守)

提出場所 環境政策部環境計画課

提出方法 持参又は郵送(締切日必着。郵送は、締切日必着の書留郵便に限る)

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

(3) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

- ・参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。

(4) 記載内容の変更について

- ・参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、発注者の了承を得なければならない。

(5) 提案者の失格について

- ・参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) その他詳細は説明書による。